

R 1 病総 旧海部病院 牟・中村 ブロック塀改修工事

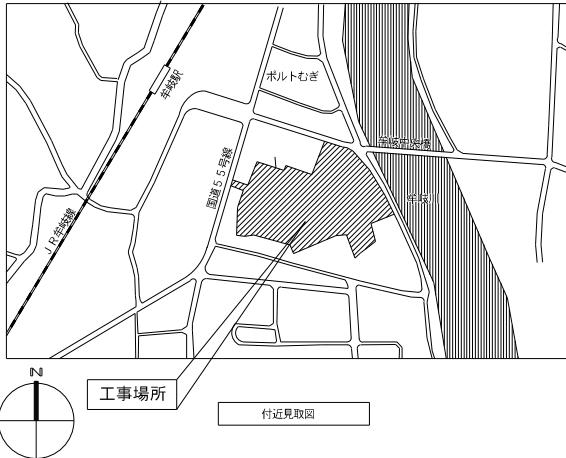
| 目 次 | |
|-------|-------------------|
| | 表紙 |
| B-0 1 | 特記仕様書 1 |
| B-0 2 | 特記仕様書 2 |
| B-0 3 | 特記仕様書 3 |
| B-0 4 | 付近見取図、配置図、仮設計画参考図 |
| B-0 5 | A 工区 平面図、立面図、詳細図 |
| B-0 6 | B 工区 平面図、立面図、詳細図 |
| B-0 7 | C 工区 平面図、立面図、詳細図 |
| B-0 8 | D 工区 平面図、立面図、詳細図 |
| B-0 9 | E 工区 平面図、立面図、詳細図 |

| 課 長 | 副課長 | 課長補佐 | 課長補佐 | 係 長 | 課 員 | 担 当 |
|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|
| | | | | | | |



| 項目 | 特記事項 | 項目 | 特記事項 | 項目 | 特記事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---------|---------|-------|-------|---|----|-------------|---|----|--------------|----|----|-------|---|----|----|-----|-----|------------------|-----|------------------|----|------------------|---|--|--|--|------|------|-------|-------|------------|-------------|-------|---------|---|----------------------|---|---|---|
| | <p>県内資材(のいれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の県材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業と県外で生産した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その他の規範による示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> <p>④ 県内再生資源の原則使用</p> <p>受注者は、再生資源を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第17号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の2第1項に基づく変更の許可において同じ))で製造された再生資源を原則として使用しなければならない。</p> <p>⑤ 県内産業廃棄物の原則使用</p> <p>受注者は、徳島県内に生産する事業所を有する者から選定した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外で使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載し理由を監督員に提出しなければならない。</p> <p>7. 化学物質を発散する建築材料等</p> <p>⑥ 本工事に使用する建築材料等 設計図面に規定する所の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質材料、ユリア樹脂板及び土上げ材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保溫材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、タル酸ジーアーテル及びタル酸ジーエーテルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(2)及び(4)の建築材料等を使用して作られた建築物、家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>8. 施工</p> <p>⑦ 工事現場監督員は常駐できないので、疑問な事、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向い時、又は会議課へ問い合わせ、工事に遅延のないようにすること。</p> <p>⑧ 施工にあたっては、設計図面に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を見出した場合は、工事が進行済みであっても根気の長い手直しを命ぜるので、注意して施工すること、手直し工事は、受注者の責任において実施し、それにかかる費用は受注者の負担とする。</p> <p>9. 工事検査及び技術検査</p> <p>⑨ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>⑩ 試験等にうなづけなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承認を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>⑪ 次回により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これにならうこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初検査対象額</th> <th>一回入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5千円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>5千円以上10千円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>10千円以上(億円未満)</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>—</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札格査査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>⑫ 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>⑬ 中間検査が部分検査と同時になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>10. 完成段等</p> <p>⑭ 電子納品: 対象</p> <p>⑮ 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工図(軸本3部、電子データ2部) (A1・A3・A2・(原図版)) ・工事写真(写真表、部・(着手)・工事中・(完工)・電子データ2部) ・写真撮影監督員から指示があった場合には退出 ・使用料一覧表(1部 うち電子データ1部) ・保証に関する資料 <p>⑯ 竣工図は関係図面(データ貸出)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸出)を修正して作成し、PDF形式、SFD形式及びオリジナル形式をCD-ROMで保存する。</p> <p>⑰ 工事写真是しゆん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゆん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等について、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>⑱ 工事写真的撮影は、国土交通省大臣官房官営機器監修「管轄工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー 手机版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー 手机版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー 手机版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑲ 工事完成撮影は、専門家による・(よなら)(ものとする)。</p> <p>⑳ 受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> | 当初検査対象額 | 一回入札工事 | 低入札工事 | 5千円未満 | — | 1回 | 5千円以上10千円未満 | — | 2回 | 10千円以上(億円未満) | 1回 | 2回 | 1億円以上 | — | 3回 | 区分 | サイズ | 着工前 | カラー 手机版又はサービスサイズ | 工事中 | カラー 手机版又はサービスサイズ | 竣工 | カラー 手机版又はサービスサイズ | <p>11. 疾症修復</p> <p>◎徳島県公共工事標準諸負約款第4章第2項に基づくの瑕疵の修復又は損害賠償の請求期間は(1年・2年)とする。 ただし、その痕が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10日とする。</p> <p>12. デジタル工事写真の小黒板情報電子化</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承認を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GMSのホームページに記載のデジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)に記載された全ての内容を適用することとする。</p> <p>2章 改修仮設工事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水路及び配水管の水流処理の確認並びに地盤周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>2. ベンチマーク</p> <p>◎監督員の指示による。</p> <p>3. 足場等</p> <p>◎仮設脚手及び経年劣化脚手の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という)に適合するものを採用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年劣化脚手の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活動に努めるとともに、前記規格等に定めたもの以外の使用に当たつてはあらかじめ程度等を確認した書類を監督員に提出し、承認を得ること。</p> <p>4. 監督員事務所</p> <p>◎ゲート(有・無) ◎その他 必要に応じパーキングを設置すること。 ◎監督員事務所は設ける(面積 m²程度)・(設けない)</p> <p>5. 工事用水、電力等</p> <p>◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理業者と協議すること。 ◎既存用水利用(出来る・出来ない)、用水料金(有償・無償)</p> <p>6. 工事車両用駐車場 資材置場</p> <p>◎同用地は、(図示の場所に・用意していないので業者に○)設けること。</p> <p>7. 安全対策</p> <p>◎夜間の安全対策には充分考慮すること。</p> <p>8. 仮設トイレの洋式化</p> <p>◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を標準とする。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策、施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> | <p>4章 土工事</p> <p>1. 根切り</p> <p>◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止必要な処理すること。</p> <p>◎敷地内に埋設が予想される設施配管等について十分調査し、支障がないようにすること。</p> <p>◎根切り深度は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ300mm程度)とするか、バットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督員の承認を受ける。</p> <p>2. 排水</p> <p>◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。</p> <p>◎使用土は(A種・B種・C種・D種)とし、機械により練め固める。</p> <p>3. 埋め戻し及び盛土</p> <p>◎地盤は、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に練め固める。</p> <p>4. 地均し</p> <p>5. 建設発生土の処理</p> <p>◎敷地内の監督員の指示する箇所に均しとする。 民間の粗粒土壤等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとする。</p> | <p>3章 解体施工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと、工事中に発生する粉塵については、散水等適切な方法により発生防止に努めること。</p> <p>◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること、また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。</p> <p>◎解体は完全分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1) 積み込み状況のナンバープレートを写し込むこと (2) 撤げ場所(車のナンバープレートを写し込むこと)</p> <p>2. 工事の範囲</p> <p>◎解体撤去範囲は、図示による。</p> <p>3. 事前措置</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う、調査割合は、通常とする。切り回し時期については、張とする。</p> <p>4. 構内舗装等</p> <p>◎樹木等の伐採抜根及び移設:工事に支障のある樹木は、監督員と協議による。</p> <p>5. 地下埋設物・埋設配管等</p> <p>◎舗装被覆層に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p> <p>6. 整地・埋戻し・盛土</p> <p>◎埋戻しは、(購入土・クラッシュラン・再生クラッシュラン・(現場発生土)・他工事の現場発生土)とする。 ◎混入する右の最大径は監督員の指示による。 ◎埋め戻し高さは、現地地盤程度とする。</p> | <p>5章 鉄筋工事</p> <p>1. 材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD25A</td> <td>D10,D13</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 材料試験</p> <p>◎材料試験は行わない。 ただし、規格説明書を提出し、監督員の承認を得ること。</p> <p>3. 加工及び組立て</p> <p>◎鉄筋の組手は(重ね組手)・ガス圧接組手・機械式組手・溶接組手とする。</p> <p>◎結束線の端部は内側に折り曲げる。</p> <p>◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p> <p>4. 配筋検査</p> <p>◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督員の検査を受ける。</p> <p>5. あと施工アンカー</p> <p>◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承認を受ける。</p> <p>◎あと施工アンカーは(金属系アンカー・(接着系アンカー))とする。</p> <p>◎引張試験を行う</p> <p>◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと、中止した孔は、モルタルで充てんすること。</p> | 規格番号 | 規格名称 | 種類の記号 | 径(mm) | JIS G 3112 | 鉄筋コンクリート用棒鋼 | SD25A | D10,D13 | - | 建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋 | - | - | <p>●工事名 R 1 病院 旧海部病院 卒・中村 ブロック塙改修工事</p> <p>●図面名 特記仕様書2</p> <p>●跡尺</p> <p>B-02</p> |
| 当初検査対象額 | 一回入札工事 | 低入札工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5千円未満 | — | 1回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5千円以上10千円未満 | — | 2回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10千円以上(億円未満) | 1回 | 2回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1億円以上 | — | 3回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | サイズ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 着工前 | カラー 手机版又はサービスサイズ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事中 | カラー 手机版又はサービスサイズ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 竣工 | カラー 手机版又はサービスサイズ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 規格番号 | 規格名称 | 種類の記号 | 径(mm) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| JIS G 3112 | 鉄筋コンクリート用棒鋼 | SD25A | D10,D13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| - | 建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋 | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 特記事項 | 項目 | 特記事項 | 項目 | 特記事項 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---|---|---|---|--------------|-------------------------------------|------|-------------------------------------|------|----|----|------|---------|---|--|-----|---|--|--|--|--|
| 6章 コンクリート工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 一般事項 | <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 F_c(N/mm²)</th> <th>調合管理 強度 F_t(N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位 容積重量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>18</td> <td>有</td> <td></td> <td>2,3</td> <td>場</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(F_c)に構造体強度補正値(S)を加えた値とする。 なお、構造体強度補正値(S)は、標準 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齡25日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4回强度確認 原則、公式試験機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、公式試験機関以外で行う場合は、工事監理者又は監督員立会いの上、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p> | コンクリートの種類 | 設計基準強度 F _c (N/mm ²) | 調合管理 強度 F _t (N/mm ²) | スランプ (cm) | 強度試験の有無 | 種別 | 気乾単位 容積重量 (t/m ³) | 適用箇所 | 普通 | 21 | 21+S | 18 | 有 | | 2,3 | 場 | | | | |
| コンクリートの種類 | 設計基準強度 F _c (N/mm ²) | 調合管理 強度 F _t (N/mm ²) | スランプ (cm) | 強度試験の有無 | 種別 | 気乾単位 容積重量 (t/m ³) | 適用箇所 | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通 | 21 | 21+S | 18 | 有 | | 2,3 | 場 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. コンクリートの仕上がり | <p>◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標準 表R.2.3による。</p> <p>◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は(①・B・C)種とする。</p> <p>◎コンクリートの仕上がりの平たんさは標準 表6.2.5による。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 普通コンクリート | <p>◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。</p> <p>◎骨材は、標準6.3.1(b)による。</p> <p>◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用ができる。(できない①)。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標準6.5.4による。</p> <p>◎試練りは(行う・(行わない))。</p> <p>◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>◎注記は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれかについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたボルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量を標準6.0規範3.0kg以下とする。 (2) 抗剥離剤のある組合せマント等の使用 JIS R 5211(高炉セメント)に適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213(フライアッシュセメント)に適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]もしくは混和材をボルトランドセメントに混ぜて結合材アルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学またはモルタルベース法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルベース法)」またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルベース法)」による。</p> <p>◎混和材料を使用する場合の種類は標準6.3.1(d)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎コンクリートの打離ぎ目地の寸法は、標準9.7.3(目地寸法)(a)(1)による。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. レディミクストコンクリート 工場の指定 | <p>◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督員の承諾を受ける。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. 型枠 | <p>◎型枠は、(集成木製型枠・合板)・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種別</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,8,3 (b) (1)</td> <td>A種</td> <td>なし</td> <td>合板</td> <td></td> <td>基礎・立上り壁</td> </tr> </tbody> </table> | 型枠の種別 | 仕上げ種別 | 塗装の有無 | 材質 | 厚さ | 適用箇所 | 6,8,3 (b) (1) | A種 | なし | 合板 | | 基礎・立上り壁 | | | | | | | | |
| 型枠の種別 | 仕上げ種別 | 塗装の有無 | 材質 | 厚さ | 適用箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6,8,3 (b) (1) | A種 | なし | 合板 | | 基礎・立上り壁 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7章 左官工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 一般事項 | <p>◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. モルタル塗り | <p>◎亞木もれり塗りのモルタル材料は共仕15,2,2による。</p> <p>◎絶塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



| | |
|-----|--|
| A工区 | CB t=100、5段、6段、笠木なし 既存CB一部撤去のうえモルタル笠木塗り 既存開口部RC壁でふさぐ |
| B工区 | CB t=100、4段、笠木なし 既存CB一部撤去のうえモルタル笠木塗り 既存開口部RC壁でふさぐ |
| C工区 | CB t=100、6段、笠木なし 既存CB一部撤去のうえモルタル笠木塗り 既存開口部RC壁でふさぐ |

国道55号線

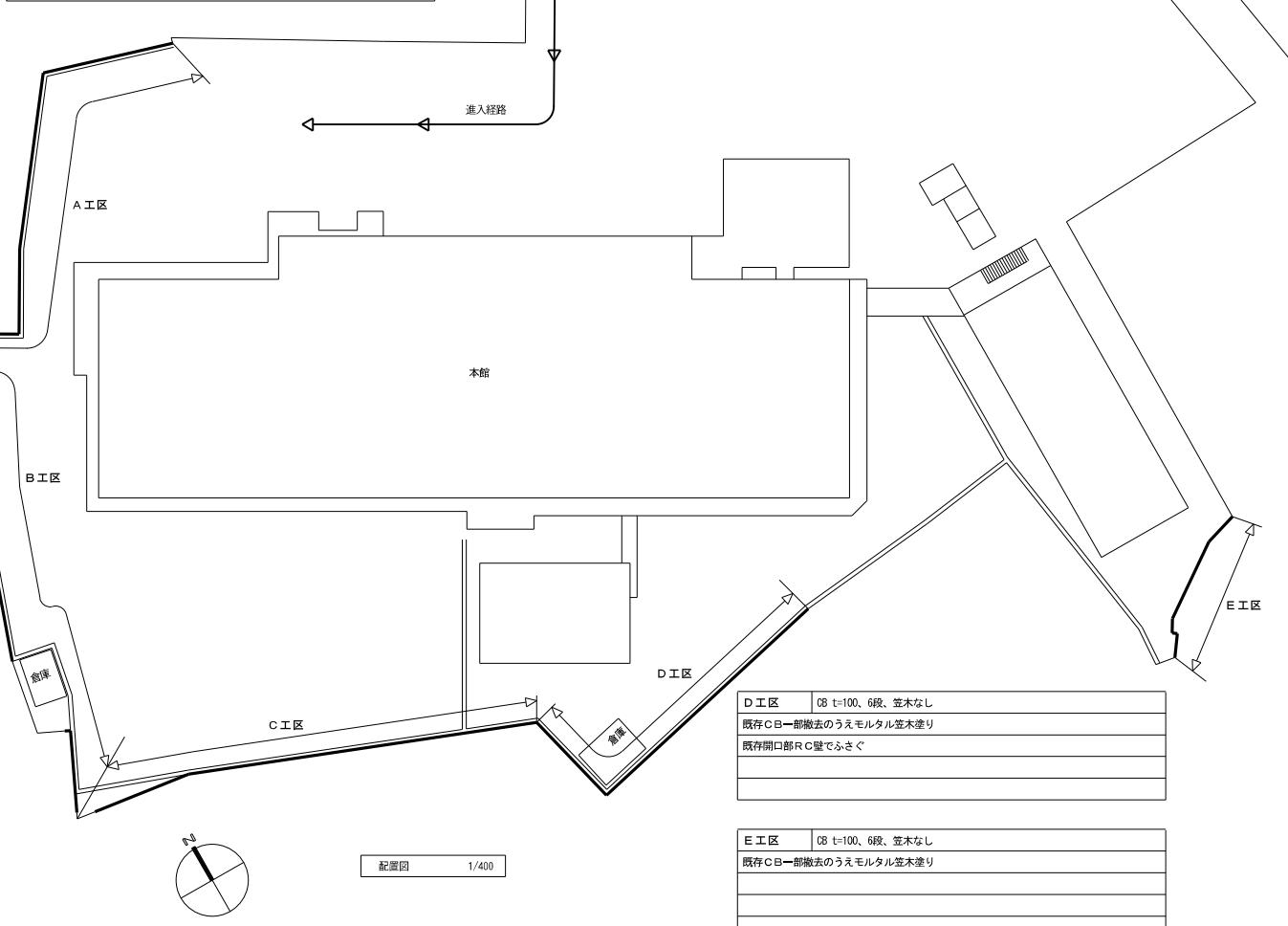
B工区

C工区

D工区

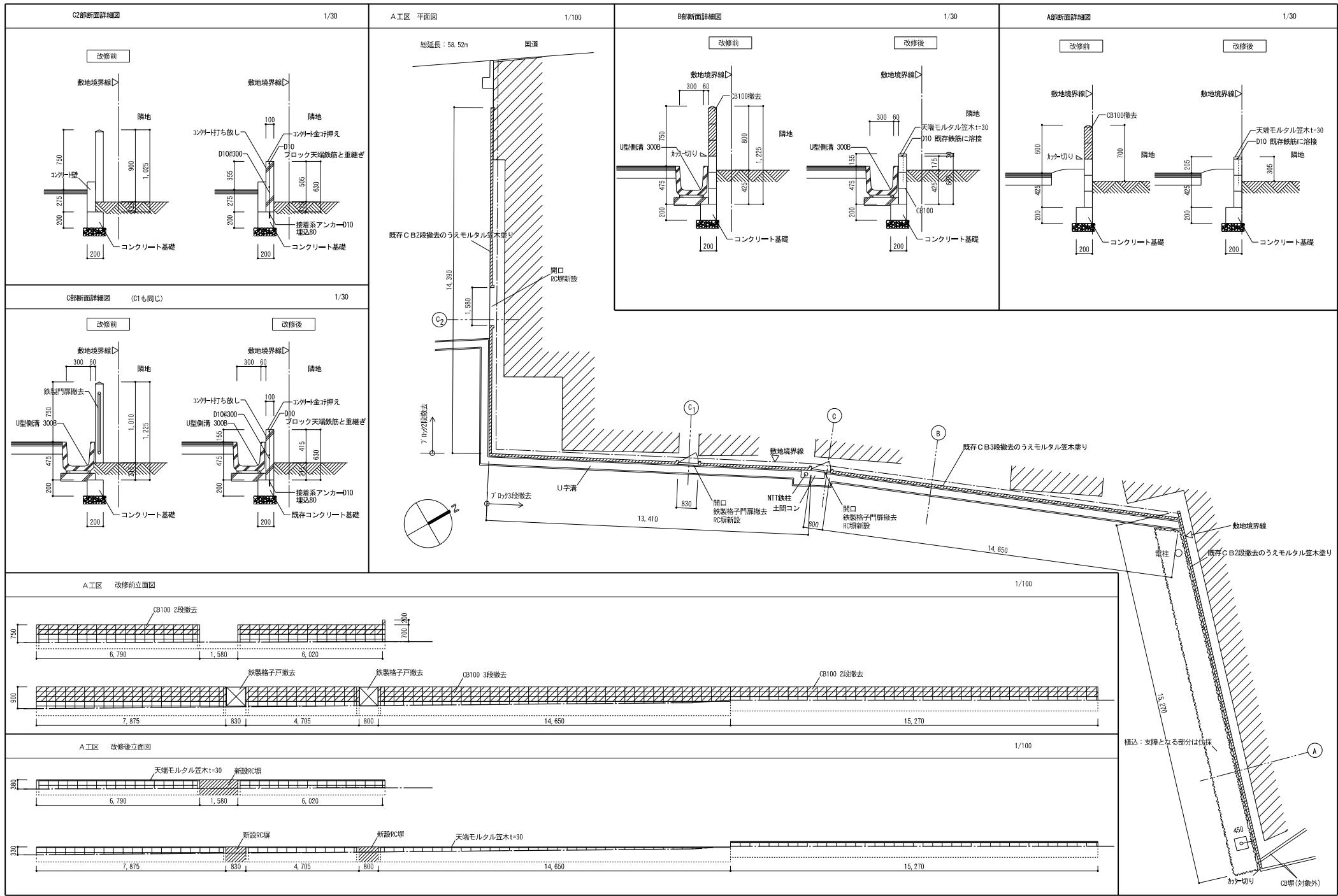
E工区

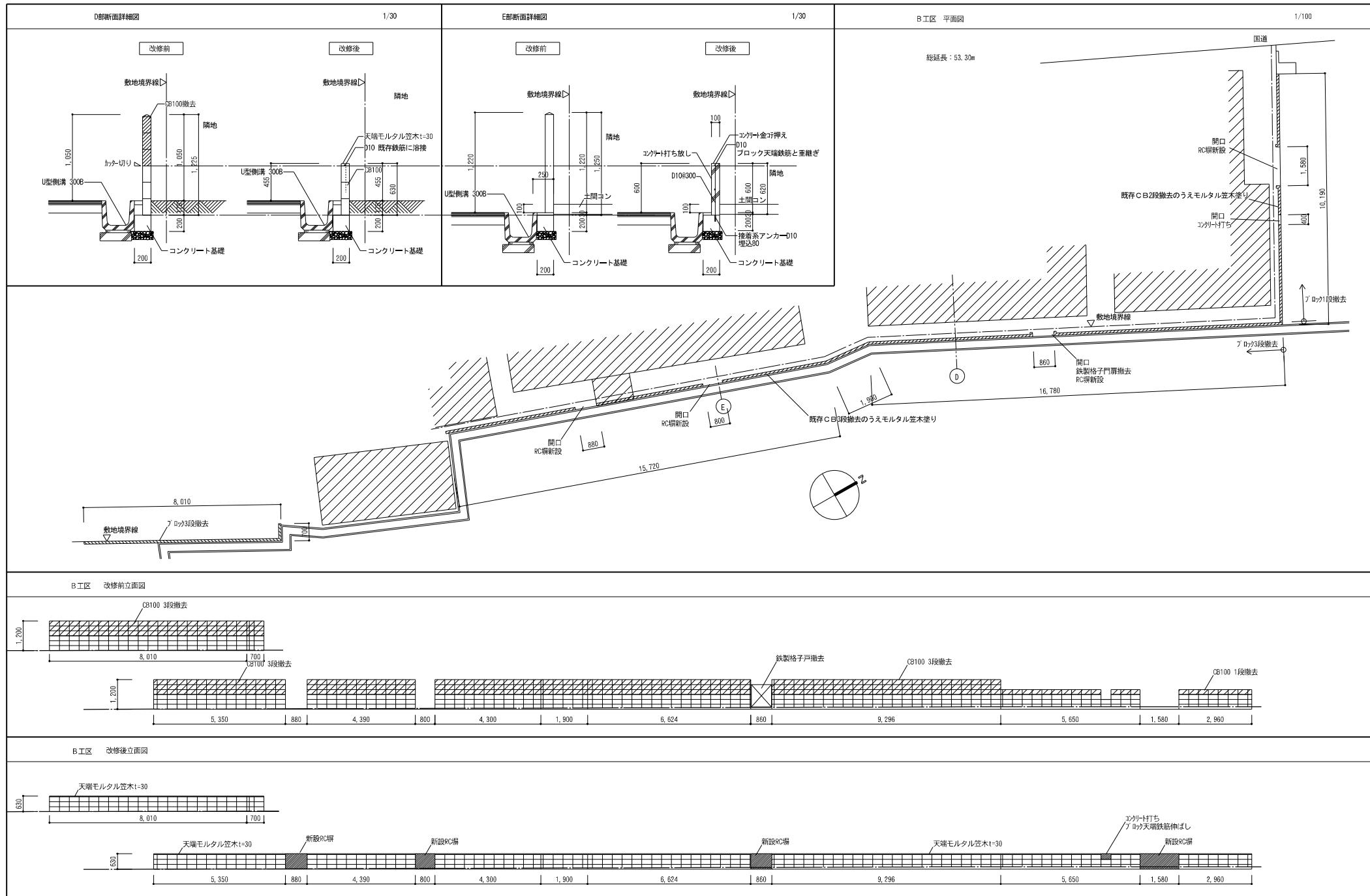
| | |
|-----|--|
| A工区 | CB t=100、5段、6段、笠木なし 既存CB一部撤去のうえモルタル笠木塗り 既存開口部RC壁でふさぐ |
| B工区 | CB t=100、4段、笠木なし 既存CB一部撤去のうえモルタル笠木塗り 既存開口部RC壁でふさぐ |
| C工区 | CB t=100、6段、笠木なし 既存CB一部撤去のうえモルタル笠木塗り 既存開口部RC壁でふさぐ |



※受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
※地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
※受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を設さなければならない。万一、損傷をえた場合は、ただちに監督員に報告とともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

※仮設物については、参考図に準じて必要な安全対策を行うこと。

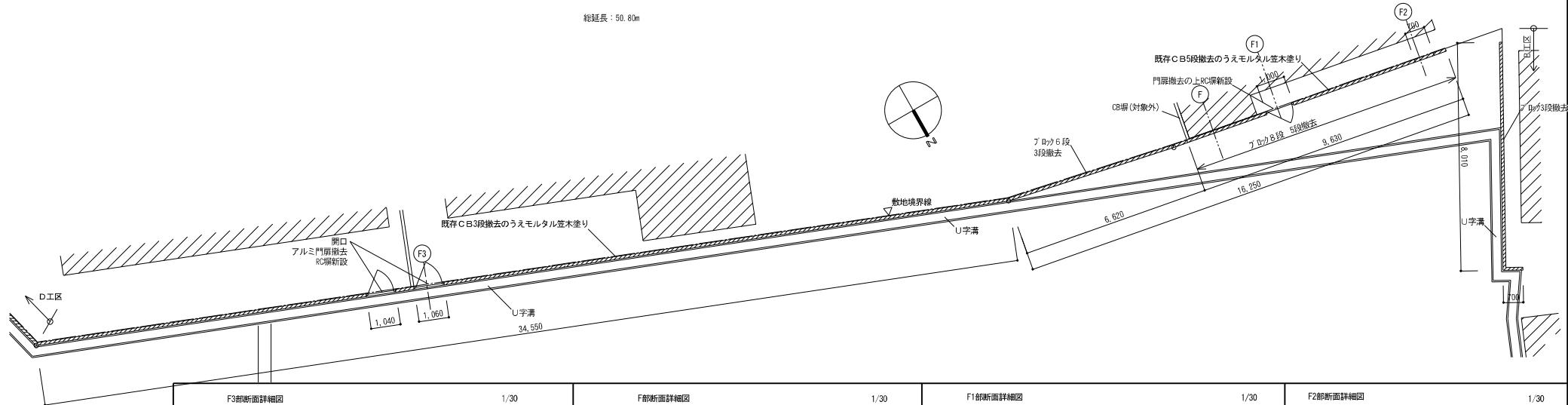




CH図 半曲圖

1/100

総延長：50.80m

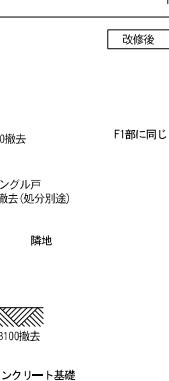
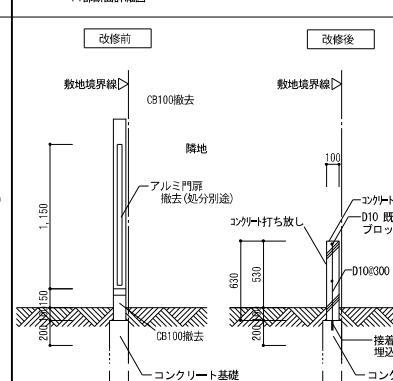
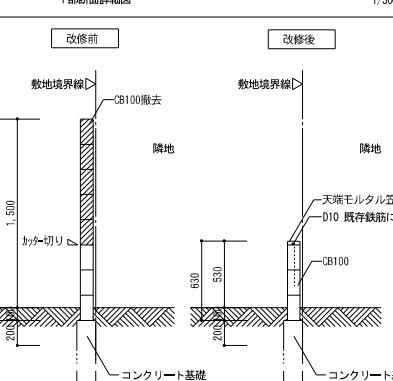
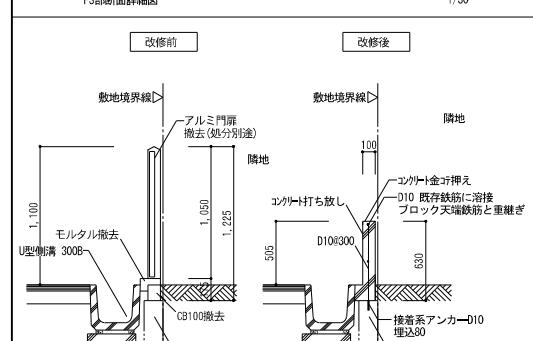


E2驾照考试详细图

E部版面詳細圖

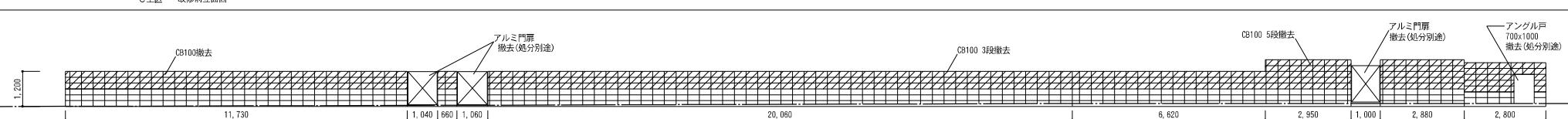
F1各隊正面詳細圖

1



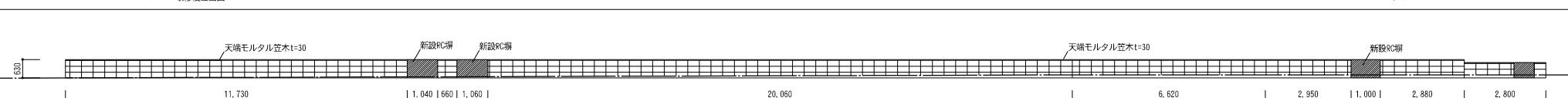
C-T区 改修前立面图

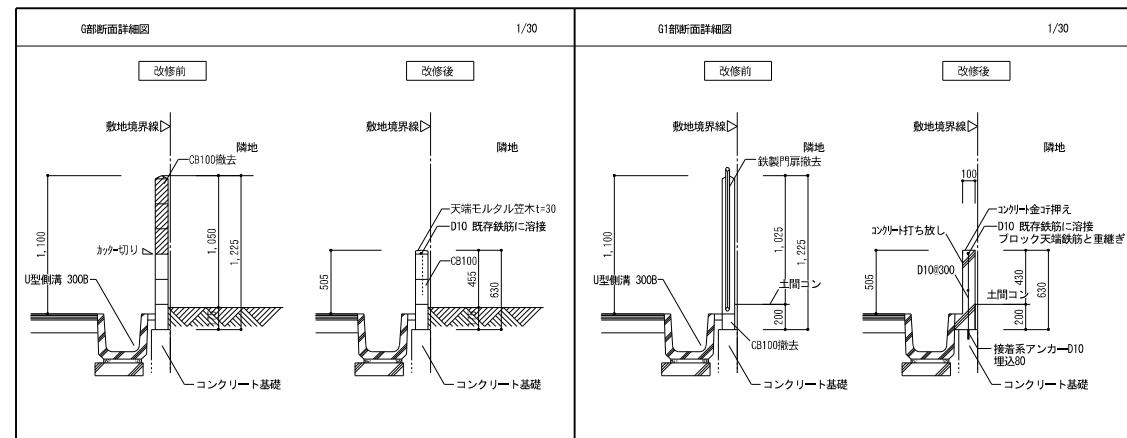
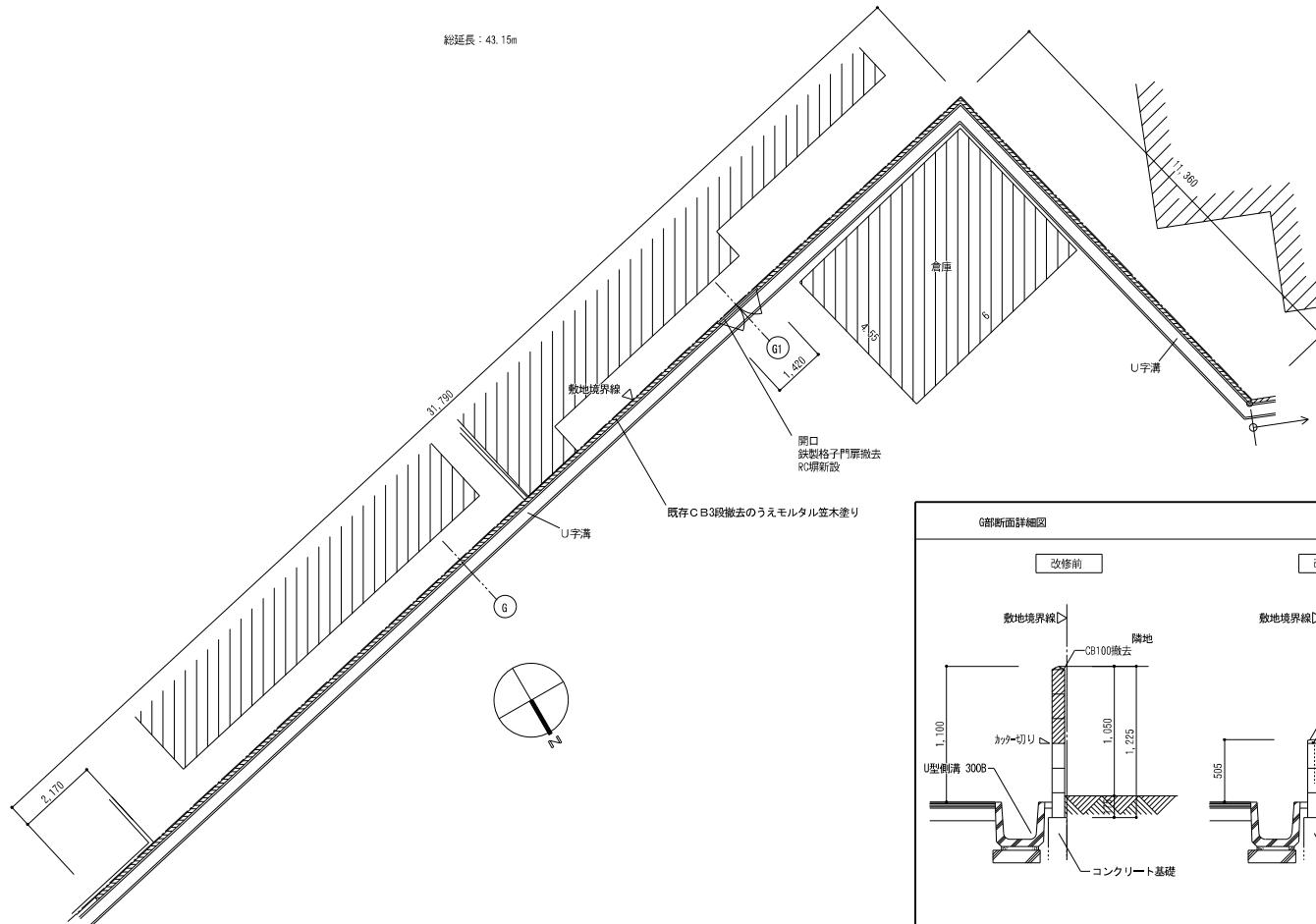
1/100



C工区 改修後立面圖

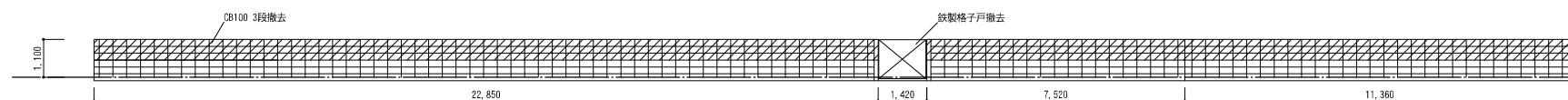
1/19



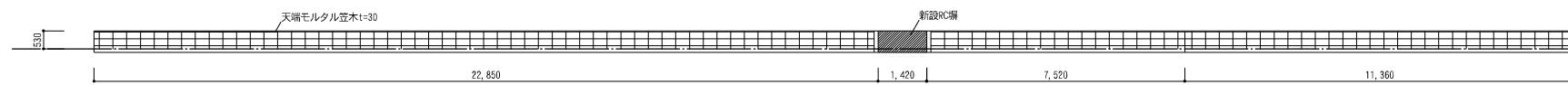


D工区 改修前立面図

1/100



1/100



1/100

総延長: 18.50m

